

《所有権解除書類発行 必要書類一覧》

京都トヨタ自動車株式会社

	登録車(普通車)	軽自動車	詳細・備考
必須書類	所有権解除書類発行依頼書(念書)		→ 所有権解除書類発行依頼書(念書)ダウンロード ○個人：使用者本人のご署名 ○法人：ご記名
	(ご署名+実印)	(ご署名+認印)	
	印鑑証明書…④	印鑑証明書…④ or 運転免許証コピー(表裏)…④	○印鑑証明書はコピー不可(原本のみ) ○印鑑証明書は、弊社に到着時点で発行日より3ヶ月以内のもの
	～A6サイズ・ICチップ付車検証の場合～ 自動車検査証記録事項コピー …⑤ or ～A4サイズ車検証の場合～ 自動車検査証(車検証)コピー …⑤ ※		○「所有者の氏名又は名称・住所」「使用者の住所」が記載のもの ※ICチップ付電子車検証(登録車:2023/1以降発行 軽自動車:2024/1以降発行分) [A6サイズ(148×105mm)]のコピーは、上記項目の記載がない為不可 「自動車検査証記録事項」が無い場合、ICチップを読み取り印刷してください →印刷方法は「 国土交通省 電子車検証 特設サイト 」等をご参照ください ※A4サイズ車検証(登録車:2022/12以前発行 軽自動車:2023/12以前発行分) の場合は、「『A4サイズ車検証』のコピー」を添付してください ○最新のもの ※車検切れして(有効期間満了日を越えて)いないもの ○文字が判読できるクリアなもの ○写真画像(スマートフォン撮影データ)は不可
	完済証明書コピー		～トヨタファイナンスで割賦ご契約～ 添付可能：「所有権留保解除承諾書」「契約終了のご案内」「完済証明書」 添付不可：「残高一括お支払明細書」 「『所有権留保車両』について」※完済を証する書類ではありません ～三井住友カード(旧:SMBCファイナンスサービス・セディナ)で割賦ご契約～ ・(残高0円、完済が明記されている)オートローン残一括代金回答書 ・完済証明書(契約終了のお知らせ)…等 ※上記2社両方で完済証明書が取得できない場合は、弊社所有権解除係まで ご相談ください
	納税証明書コピー [自動車税・軽自動車税]		○当年度分 ○返却しておりませんので「領収書付き原本」の送付は不可 ○領収印等が確認できる鮮明なもの ○減免申請車両の場合「減免車両であることを確認できる書類」のコピー ○キャッシュレス決済でお支払の場合は、①「依頼車両の特定」と②「お支払(納税)」の両方が確認できる書類のコピーをご準備ください ○各都道府県の自動車税納税状況Web確認システムのハードコピーでも可 例)京都府[登録車(普通車)]： 京都府自動車税納税確認システム(KYNKS) ○紛失された場合は、「[登録車(普通車)]各都道府県税事務所」「[軽自動車]役所(市区町村窓口)や軽自動車税事務所」等で発行の上ご準備ください
状況により必要	返信用封筒		○宛名の記入をお願いします ○レターパックプラス(赤)や簡易書留等、信書扱い+追跡・受取確認可能なもの ・封筒と必要分の切手貼り付けをお願いします ・追跡できない封筒の場合、郵便事故等による紛失等には一切対応いたしません ○「返信用封筒の同封をお忘れ」「上記のお願いと相違している」等の場合、 [佐川急便]飛脚特定信書便(着払)等で返送させていただきます
	その他書類 [④と⑤の住所や氏名(名称)が相違する場合のみ必要] ※使用者死去の場合、HP内の別途必要書類一覧をご参照ください		○変更箇所のつながりが確認できる、役所・法務局で発行された公的証明書類 ・例えば、住民票(前住所記載分・マイナンバー明記分は受付不可)・ 戸籍の附票・商業登記簿謄本等で、発行日より3ヶ月以内のもの ・複雑な場合やご不明な点は「役所・法務局・弊社等」にご相談ください